

平成 23 年第 2 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 23 年 6 月 13 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二、川上絵理
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長		本日ここに、平成 23 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 5 月から 6 月にかけて不順な天候が続きましたが、ようやく気温の上昇と回復が見られ農作物の順調な生育に期待をいたしているところでございます。 国政であります、東日本大震災の復旧、復興という極めて重要な時期にご承知の政局混乱であります。 今、日本国民にとって大変な重要なことは安心、安全、安定、そして信頼と思うところであります。 国内外の状況は極めて一刻の猶予もならぬ情勢に早期の国政安定と東日本大震災の一刻も早い復旧、復興を切に望むものであります。 村づくりにおきましては、こうした厳しい環境を十分認識し、安心、安全な村づくりを関係者一丸となり鋭意進めてまいっているものであります。 今定例会は、選挙後としておりました村政並びに教育行政の執行方針を申し上げ、関連する政策予算の補正を始め、提出案件につきましてご審議をお願いするものであります。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさ

		せていただきます。
		よろしくお願いします。
議	長	村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。
		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、1 番高木さん、2 番高橋さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
		さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
		高橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
		さきに、第 2 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 3 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
		その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 6 月 24 日までの 12 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題といたします。
		おはかりいたします。
		本定例会の会期は、本日より 24 日までの 12 日間といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は 12 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承ください。

議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議 議	長 長	日程第 6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 7、更別村農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。 おはかりいたします。 農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号及び更別村農業委員会定数条例第 2 号の規定により議会が推薦する農業委員の数は 1 名であります。 議会が推薦する農業委員の数は 1 名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、1 名を推薦することにいたします。 おはかりいたします。 推薦の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦によりたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、推薦の方法は指名推薦によることに決定いたしました。 おはかりいたします。 指名の方法につきましては、議長において指名推薦することといたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長において指名することに決定いたしました。 農業委員に堂場聰志さんを指名いたします。 地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当すると認められま

		すので、堂場聰志さんの退席を求めます。 (堂場議員退席)
議	長	おはかりいたします。 ただいま議長において指名いたしました堂場聰志さんを農業委員に推薦することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、堂場聰志さんを農業委員に推薦することに決定いたしました。 (除斥されていた堂場議員、自席に着席)
議	長	堂場聰志さんにお知らせいたします。 農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号の規定により農業委員に推薦されましたので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。
議	長	日程第 8、村政執行方針及び教育行政執行方針について説明の申し出がありました。 これを許します。
議	長	岡出村長 (村政執行方針について説明を行った。)
村	長	この際、午前 11 時 05 分まで休憩いたします。(10 時 47 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 05 分)
		渡辺教育委員長 (教育行政執行方針について説明を行った。)
教育委員長	長	これで村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。 ただ今の説明に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 9、報告第 1 号、平成 22 年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	報告第 1 号、平成 22 年度一般会計繰越明許費の件でございます。 地方自治法第 213 条の規定により、平成 22 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告するものであります。 次のページが計算書でございます。 平成 22 年度一般会計補正予算(第 4 号)、(第 5 号)におきまし

		て、国の緊急経済対策関連として補正をさせていただいた事業につきましては、ほぼ年度を越えての事業となっておりまして、ここに報告をするものであります。 事業名につきましては、市街地活性化事業から始まりまして 13 の事業となっております。 金額は合計額で申し上げますが、259,878,000 円、翌年度繰越額につきましても同額となっております。左の財源内訳であります。既に収入となっております特定財源につきましては、51,275,000 円、未収入特定財源につきましては、国庫支出金が 9,000,000 円、道支出金が 21,350,000 円、村債 98,000,000 円は、その他、13,953,000 円、一般財源は 66,300,000 円となっているものであります。 個々に繰越明許費の事業について報告をさせていただくものがあります。 以上、報告をさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 10、報告第 2 号、平成 22 年度事故繰越しの件を議題といたします。 報告の説明を求めます。
村	長	岡出村長 報告第 2 号、平成 22 年度事故繰越しの件でございます。 地方自治法第 220 条第 3 項の規定により、平成 22 年度歳出予算の経費を翌年度に事故繰越しをした件について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告するものでございます。 次のページが計算書でございます。 本件に関しましても、平成 22 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）におきまして、国の緊急経済対策関連として予算措置をしたものであります。 事業名につきましては、医療機器等整備事業でございまして、説明欄にもありますが、この事業につきましては 3 月 11 発生の東日本大震災の影響により納期限までの納入が困難となったために、年度をまたいでの納入となったために、今般、事故繰越しの

		報告をするものであります。
		支出負担行為額につきましては、7,350,000 円、支出未済額につきましては、7,350,000 円、支出負担行為予定額は 7,350,000 円、翌年度繰越額 7,350,000 円、既に収入の特定財源につきましては、7,350,000 円となっているものであります。
		3 月 11 日発生 of 東日本大震災によって納入しようとした浴槽が壊れてしまったということで遅れたということでございます。
		ここに報告させていただきます。
		よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 11、議案第 45 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 45 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。
		更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
		同意をお願いする方は、更別村字更別西 4 線 20 番地 7、田中里子さん、昭和 30 年 2 月 14 日生まれでございます。
		平成 19 年 7 月 28 日より公平委員をお願いしてございますが、再任をお願いするものであります。
		よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。
		おはかりいたします。
		ただいま議題となっております議案第 45 号、更別村公平委員会

		委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 45 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第 12、議案第 46 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 46 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。
		更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
		同意をお願いする方は、更別村字更別南 1 線 91 番地 85、石村和也氏、昭和 38 年 7 月 20 日生まれでございます。
		平成 18 年 9 月から委員を務めていただきました山口壮氏の後任委員としてお願いするものでございます。
		任期は平成 23 年 7 月 28 日より 4 年間お願いするということにしております。
		ご同意方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。
		おはかりいたします。
		ただ今議題となっております議案第 46 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 46 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第 13、議案第 47 号、更別村公平委員会委員の選任につき同

		意を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 47 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。 更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同意をお願いする方は、更別村字更別南 1 線 89 番地 66、神成哲也氏、昭和 45 年 5 月 5 日生まれでございます。 平成 21 年 6 月 16 日より委員をお願いしてございますが、再任をお願いするものでございます。 任期は平成 23 年 7 月 28 日より 4 年間お願いするということにしております。 よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただ今議題となっております議案第 47 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 47 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 14、議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と日程第 15、議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1 の理由といたしましては、今般の厳しい財政状況及び管内町村の状況を勘案し、特別職の職員で常勤のものの給料月額を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。

村長、副村長の給料につきましては、平成 19 年 10 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日まで、特例措置として減額をしてまいりましたが、この度、再選を受けまして前例に習い銜学措置を行うものでございます。

2 の要旨でございますが、村長の給料月額については、条例にあります 690,000 円を 650,000 円に、副村長の給料月額につきましては、596,000 円を 576,000 円とするものでございます。

次のページが条例の本文でございます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例、趣旨、第1条、この条例は、平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間における更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例について定めるものでございます。

私の任期ということにしてございます。

給料、第2条でございますが、特例期間における、更別村特別職の職員で常勤のものに支給する給料月額は、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、次のとおりとするということでありまして、村長につきましては650,000円、副村長については576,000円、附則といたしまして、この条例は、平成23年7月1日から施行するということにしてございます。

続きまして議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件であります。

本件に関しましても、議案第 48 号と同趣旨でございます。

2 の要旨でございますが、教育長の給料月額について、536,000 円を 526,000 円とするものであります。

次のページが条例制定の本文でございますが、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例であります。

内容は議案第 48 号と同様でございます。

内容説明は省略させていただきます。

ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

説明が終わりましたので、これから議案第 48 号と議案第 49 号に対する質疑を行います。

議長

		質疑の発言を許します。
1 番高木議員		議長動議。
議 長		1 番 高木さん
1 番高木議員		ただいま、一括議題となっております、議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と、議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件の 2 件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。
		各位のご賛同をお願いいたします。
議 長		ただいま、1 番高木さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって本動議をただちに議題として採決いたします。
		おはかりいたします。
		本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。
		したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。
		おはかりいたします。
		一括議題となっております、議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件の 2 件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。
		したがって、議案第 48 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例制定の件と議案第 49 号、更別村教育委員会教育長の給料の支給の特例に関する条例制定の件の 2 件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議 長		この際、昼食のため、13 時 30 分まで暫時休憩いたします。
		(11 時 52 分)
議 長		休憩前に引き続き会議を開きます。
議 長		(13 時 30 分)
		日程第 16、議案第 50 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第50号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

改正理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨でございます。

(1) 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を定める。

(2) 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めるというものであります。

次のページは改正条例の本文でございますが、以下条文をお示ししてございますが、要点を説明いたします。

今回の一部改正は東日本大震災に伴う地方税法が改正されたことによるものでありまして、現行の付則に第22条、第23条上の2条を加えるものでございます。

第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。

第1項は、東日本大震災により住宅や家財等について受けた損失について納税義務者の選択により平成22年度中に発生した雑損控除として適用することが出来るものとされまして、適用した場合は平成23年に損失は生じなかったものとするものであります。

また雑損控除額の控除を適用して総所得金額から控除しても控除しきれない金額の繰越しにつきましては、従来の3年間で5年間に延長するものであります。

第2項及び第4項は、平成23年を当該特例損失金額が生じた年と読みかえる規定でございます。

第3項は、平成23年度で適用した場合は、平成24年度以降は控除はないとするものであります。

第5項は、第1項の規定を適用する場合、村民税の申告書又は確定申告書に適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用するとしているものでございます。

第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であります。

住宅ローンで特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住出来なくなった場合においても控除対象期間の残りの期間については引き続き住宅借入金の特別控除の適用が受け

		られるものでございます。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。 ただし、附則第 2 条を加える改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から施行するものでございます。 震災関連での条例の一部改正でございます。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 50 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 17、議案第 51 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 51 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。 2 の要旨でございます。 (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 500,000 円から 510,000 円に改める。 (2) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限

度額を130,000円から140,000円に改める。

(3)国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を100,000円から120,000円に改めるというものであります。

次のページは改正条例の本文でございますが、改正箇所について現行、改正後の対比表で説明をさせていただきます

第2条は課税額でございます。

第2項では、基礎税額の限度額を現行の500,000円から10,000円引き上げて510,000円にするものであります。

第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を130,000円から10,000円引き上げて140,000円にするものであります。

第4項では、介護納付金課税額の限度額を100,000円から20,000円引き上げて120,000円にするものであります。

第15条につきましては、国民健康保険税の限度額であります。

第2項で課税限度額の引き上げが行われたことから、減額に際しても、それぞれ限度額を改正するものであります。

次のページ、これは付則でございます、この条例は平成23年4月1日から施行することといたしております。

第2条、適用区分として改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前例によるものとしてあります。

参考といたしまして、本村における昨年度の課税限度額を超える世帯につきましては、607世帯中90世帯、率にして14.8%が課税限度額を超える世帯となっております。

後期高齢者支援金等に係る世帯は、155世帯でございます、率にして25.5%。

介護納付金課税世帯に係る世帯は、21世帯でございます、率にして5.4%でありました。

平成23年度分は7月に当初賦課をいたしますけれども、現在は推定でしか申し上げられませんけれども、今年度、国保税率等の改正については改正しないこととしてございますので、限度額を超える世帯につきましては、昨年度と同程度で推移するものと予想しているところでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議長

4 番松橋議員

4 番 松橋さん

村長からの説明で、ある程度理解できたのですが、アップ率からいきますと、介護納付金課税額が 20,000 円ということで、上限が 5.4%と少ないのですけれども、国の改正ですから、そのままストレートに落ちてきたのでしょうかけれども、考え方というのは。

介護の方のアップ率が高いという理由がわかりません。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

この限度額については国から示されるものなのですけれども、まず一般の医療給付金ということで 21 年度が 470 千円から 22 年度において 30 千円アップしたところでございます。

そういったことがありまして、今回 10 千円になったのと思う。

後期高齢者分につきましては、これも毎年大体改正になっているわけですが、平成 20 年度で創設されて限度額が 120 千円ということになってきたわけでありまして。21 年度から 22 年度にかけて 10 千円アップされて 130 千円になったという経過がございます。それで今回も 10 千円アップなのかなという部分であります。

介護納付金でございますけれども、これは平成 21 年に 10 千円で行っていただきました。22 年度は据え置きされて同額で来ておりましてということから、今回 200 千円になったのかなと推測しているところでございます。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

更別村は未収ではおそらく騒いでいないと思うのですけれども、先般 NHK 等でも問題視されていましたが、今、都市部では健康保険税の未納が非常に多くて払えないということで大問題になっています。それで国もそういう事態ですから、自治体も含めて厳しくしていくのしょうけれども、ずっと下がらないで上がっていくことに対しての不安感は非常にあると思います。

ところで更別村の収納率について差し支えなければ教えて下さい。

議 長
住民生活課長

上田住民生活課長

今、国保税はちょっと複雑になりまして、一般の被保険者、後期高齢者、介護保険者ということで 3 誌種類あるわけです。その中におおくりで一般の被保険者と退職者分がございます。ですから 6 通り分かれて細かい数字になりますけれども、全体の説明をさせていただきます。

まず調定額ですけれども、現年課税分が 171,495,900 円で行っていただきました。それに対して滞納繰越分が 7,060,969 円、合わせて 178,556,869 円になります。これに対して収入金額ですけれども、

		現年課税分が 176,460,322 円、これは徴収率にしますと 99.5%で ございます。これは現年課税分でございます。これに対して滞納 繰越分が 1,789,767 円、収納率に対して 25.35%でございました。 総額については 178,556,569 円、収入金額 122,436,089 円で週能 率は 96.57%でございます。未収金ですけれども、現年課税分で滞 納者が 20 件ございました。それから滞納繰越分が 24 件というこ とで、合わせて 44 件の滞納者がいるということでございます。
議	長	他に質疑はありませんか。 （ありませんの声あり）
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これからこれから議案第 51 号、更別村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18、議案第 52 号、村の境界変更に伴う課税権の承継の件 を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 52 号、村の境界変更に伴う課税権の承継の件でございま す。 中川郡幕別町との境界変更に伴う課税権の承継に関し、中川郡 幕別町と協議のうえ、別紙のとおり定めることについて、地方自 治法第96条第1項第4号の規定により、議会の議決を求めるもので あります。 1の理由といたしまして、地方税法第8条の3第1項ただし書の規 定に基づき、中川郡幕別町と河西郡更別村との境界変更に伴う課 税権の承継に関し、議会の議決を求めるものであります。 2の要旨といたしまして、議案資料として提出してございますけ れども、河西郡更別村に編入された区域につきましては、中川郡 幕別町忠類朝日139の1から139の3まで、139の9、139の10、141か ら144まで、145の1から145の3まで、204の3、224の2、225、忠類 元忠類549の5及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部とな

っておりますが、固定資産税から除外される国有地及び中川郡幕別町有地を除き、これらの区域にある固定資産に係る固定資産税については、両町村の法定納期限が異なる等、納税義務者の混乱が予測されるため、平成23年度の課税に限り、別紙協議書のとおり課税権の承継はしないとするものであります。

固定資産税の額でございますが、土地につきましては 113,500 円、家屋につきましては 12,600 円、合計 126,100 円相当となっております。

次のページが承継に係る協議書でございます。

総則、第1条では、土地ということでございます。

(1) 固定資産税、平成23年度課税権については承継しない。

その他の第2条として、この協議書に定めのない事項のほか、課税権の承継に伴う事務処理の細目については、その都度両町村で協議のうえ定めるということにしているものであります。

両町村、議決後速やかに協議書を取り交わして行うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、村の境界変更に伴う課税権の承継の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 19、議案第 53 号、字の区域を変更及び廃止する件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村	長	議案第 53 号、字の区域を変更及び廃止する件でございます。 地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき字の区域を、同法同条第 2 項の規定による告示で定める日から、次のとおり変更及び廃止するものであります。 1 の字の区域を変更するもの、字の名称、字上更別、変更する字の区域の名称は忠類旭日、変更する字の区域、同字の全部及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部となつてございます。 本件に関しまして、資料を提出してございますが、資料の 3 枚目を見ていただきたいと思います。赤線で囲んだ区域が当該用地にあたります。 続きまして、字の名称、字上更別、変更する字の区域の名称は忠類元忠類、変更する字の区域、同字の全部ということでございまして、これにつきましては小さい部分でございますが青線で囲んだ部分がこれにあたるものでございます。 2 の字の区域を廃止するものとしまして、忠類朝日、忠類元忠類としております。 理由としまして、更別村と幕別町との境界変更により更別村に編入された区域について、字の区域を変更及び廃止するため、議会の議決を求めるものであります。 以上、提案説明とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 53 号、字の区域を変更及び廃止する件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 20、議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件を議題

		といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長 議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件であります。 帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を締結するものでございます。 1の理由といたしまして、十勝圏への人口定住施策として進めている定住自立圏形成協定の締結について、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例第1条の規定により、議決を経ようとするものである。 2の要旨であります。村は、中心市となる帯広市との間に、連携する取組内容及び役割分担を明示した「定住自立圏の形成に関する協定書」を締結するということであります。 本件につきましては、これまで管内的に協議、検討を重ねてまいりまして、また議会にもご説明を申し上げてまいったところでございます。 今般、管内的に協議が整いました各政策分野の方向性について協定書を締結してまいるものであります。 なお、本件に関し、企画政策課長を兼ねております三好副村長に補足説明をいたさせますのでよろしくお願いいたします。 以上、提案説明といたします。
村 長		
議 長	三好副村長	
副 村 長	(議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件について補足説明を行った)	
議 長	説明が終わりましたので、これから翻案に対する質疑を行います。	
	質疑の発言を許します。	
3 番赤津議員	議長動議。	
議 長	3 番 赤津さん	
3 番赤津議員	ただいま議題となっております議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件は、なお慎重なる審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。	
	また、付託された場合は、協定内容が行政全般に関わることから、委員会において、産業文教常任委員会との連合で審査が行われるよう検討くださいますよう、合わせて要望するものです。	
	各位のご賛同をお願い致します。	
議 長	ただいま 3 番赤津さんから所管する常任委員会付託の動議が提	

		出され、所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思いを す。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 54 号、定住自立圏形成協定の締結の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 21、議案第 55 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 55 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件であります。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 221,582 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,669,515 千円とするものであります。第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものであります。 この度の補正に関しましては、先程申し上げました執行方針に基づくところの政策予算を主なものとして計上したものでございます。 なお、一般会計補正予算資料として提出をしているものでございます。 内容につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。 以上提案説明といたします。
議 副	長 村 長	三好副村長 (議案第 55 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 3 号)の件について、補足説明を行った。)

議長	議長	この際、14 時 55 分まで暫時休憩いたします。(14 時 43 分)
議長	議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 55 分)
議長	議長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
	5 番 久門さん	
5 番久門議員		15 ページですが、款 8 土木費、目 2 道路維持改良費の中で工事請負費の関係ですが、街路灯の取替工事で、これは水銀灯を L E D に取り換えるということですが、これは村長の執行方針にも説明がありましたが、これはまだ水銀灯をつけてそう年数が経過していないのではないかと思いますし、球だけを取り替えるのか、工事としてどういう工程をたどるのか。それと今後もし取り替えていくということなのか。非常にお金もかかることでありますから、非常にもったいないと思うのですが、付けることによってどれくらいの節電、1 年で費用が変わってくるのか。その辺も聞かせて願いたいと思います。
議長	議長	
建設水道課長	三品建設水道課長	
		今回の第 5 期総合計画に基づきまして、新エネルギービジョンということで昨年、策定されたということから、温室効果ガスの抑制を図るということで既存の街路灯で電力消費量の多い水銀灯から L E D 化に向けていきたいと考えているところでございます。それで今回やった場所ですが、とりあえずメーター器の付いているわがや食堂から駅裏通りということで 7 基付いていますが、それぞれ 1 基については 2 灯付いているものですから、その 7 基の 14 灯を交換する予算計上になっております。メーター器が付いていることによりまして、どれだけの削減になるかということがわかりやすい部分があるということも 1 つの要因でございます。どれだけの電気料の削減になるのかということですが、月全体で 530 千円程度かかっております。そのうちこれはあくのでも消費電力量との関係もあるかと思うのですけれども、大体 40%程度の削減が期待されているのではないかと考えているところでございます。あと L E D の利点といたしましては熱を発生しないということで虫が寄ってこないという部分もあろうかと思います。
議長	議長	
6 番堂場議員	6 番 堂場さん	
		総務費の公用車の入れ替えですが、2,400 cc のハイブリット車、ミニバンですが、一般の我々の購入からすると高いような気がするのですが、リサイクル料、重量税も含めてということは下取りもないということか。

議長
建設水道課長

それと車種についても教えてほしい。

三品建設水道課長

今回の村長の公用車という形の中での 5,097 千円の部分ですが、平成 4 年に購入いたしましたクラウンマジェスタが 19 年経過したということで、今回の更新という形にしているところでございます。それからハイブリット車となりますと、トヨタのエスティマクラスのような車種しかないということもございました、これが排出ガスに今一番燃費が良いという部分もありまして、ハイブリット車ということで予定をしているところでございます。

あとは利用ですが、本村に来庁された方への対応という部分と一般職員も利用出来るような公用車にしていきたいと思っているところでございます。

議長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

ということは 19 年の公用車は下取りに出すということですか。廃車にするということか。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

インターネットで競売にかけていきたいと思っております。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

ふるさと館を 60,636 千円かけて改修、修繕をするということで図面等も出てはいるのですけれども、もう少し詳しく説明を求めます。

議長
産業課長

笠原産業課長

60,636 千円の内訳でございますけれども、ふるさと館の外壁補修等改修関係で 29,470 千円程度、屋上防水改修工事で 22,995 千円程度、屋外ステージの改修で 3,000 千円程度、屋外施設の改修ということで東屋や中庭の改修、屋外トイレ等で 1,380 千円、屋内ステージの改修もございまして、それが 2,870 千円程度、それから屋外にバーベキューハウスがございまして、施設の右脇にあります 4 棟ございます。それもそうとう老朽化しておりまして炉だけは 3 棟使いまして、1 棟だけは改修をして何とか生かしていくことで考えております。それが 850 千円程度ということで合わせまして 60,636 千円となっております。

議長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

今聞きますと、おそらく前の時にお聞きしたことがあって、土間体育館から人工芝に 20,000 千円程度、当時は記載が残っていて 1 年に返っていて、おそらく返し終わったと思いますが、普通の民間住宅でもこんな金額にはならないと思うのですけれども、雨漏

りはするのだから直さなければならないとは思いますが、私が聞いても納得しづらいし、村民の一部の皆さんにこういう話をするとどうなっているのだということで、屋外ステージは最近使われた様子もないのですけれども、産業文教常任委員会で調査をした時に屋内のステージは湿気等の循環で傷んでいるのは確認していました。窓枠等も。これは随分、設計ミスか建物自体なのか、よくわからないのですけれども随分お金がかかりました。積み上げればそのような金額にはなるかと思いますが、これはどういう入札かはわかりませんが 3 社か 5 社から見積もり合わせはしたと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。答えられる範囲でよろしいです。

議 長
村 長

岡出村長

今回は土間体育館ということで湿気の問題で人工芝化にするには随分ご議論、調査をいただいて改修したわけでありまして。その後、人工芝にしまして全く湿気がなくなりました。そういうことから今回、窓枠周辺の腐食だとか色々と屋根も天井も含めて老朽化した部分を今度は安心して直せるということで踏み切ったわけでありまして。今回は壁や天井はやっていません。人工芝にして様子を見るということで今回は手を付けていません。今回、そういうことで全面的な改修をするということにしたわけでありまして。

積算については答弁を担当から致させます。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

それぞれの積算ですが、建築担当の方で 3 社より見積もりをいただきまして、それを資料にいたしまして積み上げている金額でございます。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

村長からお話をいただきましてわかります。完全設計ミスというか、建物の中に水を撒くこと自体が痛む原因を作るのですから、ある程度は理解出来ますけれども、今回は外壁とか屋根の雨漏りが中心ということで努力をして下げる場所は下げて欲しいと思います。随分お金のかかる施設だと理解します。

議 長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

10 ページの総合保険の保険料、これ新規ですよ。これは私が 3 月に一般質問したのですけれども、その部分を応えてくれているということで理解していいのか。

その割合にすると金額が 538 千円というのは安すぎるのではないかと思いますので、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議 長
副 村 長

このことは前にも申し上げましたように、今は自主自立の村づくりからいけば大事な事業なのです。ですからこのことについてもう少し説明願います。

三好副村長

3月の定例議会でご質問のあった部分で保険会社等と調整して今回加入しようということとしたところでございます。基本的にはこういう保険を取り扱っている会社というのが1社程度しかありません。オリジナルで作ることは他の保険会社も可能だとは思いますが、今のところはこういうのをやっているという所は1か所しかないということで、そこと調整させていただいて制度に加入したいということで業務を進めているところであります。基本的には人口3,400人、今年の3月31日現在の人口をもって加入しているということで基本的には全村民対象の保険でございます。ただ、あくまでも公益的活動というのが1つの縛りでございまして、それも個人での活動は認められない。あくまでも団体の公益活動というような内容でございます。全てが保険対象になるかという、その辺はなかなか難しいところがあります。どんな保険にしても免責事項といったところがございまして、全てが良いということにはなれませんが、基本的には地域社会活動ということで色々な公共施設の清掃の部分、お祭りといった部分が入ってくるのかなと思います。2つ目が青少年の健全育成活動ということで、子ども会だとか地域の青年会の指導、育成等がこの保険の対象になってくるということです。それから3つ目が社会福祉と社会奉仕活動ということで社会福祉活動全般が入ってくるということでございます。4つ目は社会教育活動ということでスポーツ、レクレーション活動ということでスポーツ大会等もこの保険の対象になってくるということでございます。5つ目として村が主催する色々な事業、空き缶拾いだとかクリーン作戦等がありますけれども、そういったものは当然この保険の対象となってくるということでございます。ただ免責というものは先程ちらっとお話させていただきましたけれども、例えばハンググライダーなどの大会であっても危険がかなり大きいということで免責があるものがあります。酒酔い運転だとか無免許運転だとか違法行為をしている場合は対象にならないということは普通の保険でもそうだと思いますが、そういった部分がございまして。ちなみに今回の補正を認めていただければ7月1日から加入していきたいということで準備は進めております。それと合わせてこういった保険に加入する場合に村の方で補償の要綱を作らなければならないと

議長
3 番赤津議員

ということで、その中でまた若干の調整が入ってくる部分があるのかなと思います。基本的には今ご説明したような内容になります。

3 番 赤津さん

よくわかりました。

公共性の高いイベントだとか、ボランティア、スポーツ、文化活動、そういったものに災害があったり、事故があったり、ケガがあったりすると当然バックアップしていただくというのは本当に大事なことだと思います。このことはこれからも継続でやっていただくけるということで理解していいのですか。

それとせっかくここまでやったのだから、村民に対して即ピーアールはきちんとして下さい。そして十勝では芽室町がやっていますから先進地だと思いますので更に研究してピーアールの方もよろしくお願いします。

議長
副 村 長

三好副村長

先程ちょっと説明がもれましたけれども、金額の部分でございませうけれども、人口や補償の内容を勘案して設定されたものということで、他市町村でも全国で 10 か所入っていると思うのですけれども、その金額から見てそんなに高くないということでおさえているところであります。

これは 1 年間の保険料であります。7 月 1 日から加入すれば来年の 6 月 30 日までということでございます。それと住民周知ですけれども、この保険は色々な縛り等もございませうので、その辺はしっかりと住民に周知しなければならないということで考えていまして通常は印刷をかけて全戸に配布しようかなと思っているのですけれども、今年 1 年目で試行的なものもあるものですから、自賄の印刷で全戸配布して保険の概要を周知していきたいと考えているところでございます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

11 ページのグループホームの施設整備事業ですけれども、今回は土地の購入費、または施設の設計委託料だと思うのですけれども、これは補助金と書いてありますが村が主体で事業を行うということですか。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

13 の委託料、測量の委託料関係がございませう。この関係につきましては村で実施するということで予算を計上させていただいております。また 19 の負担金補助及び交付金 11,138 千円ということで補正をお願いしているところですが、建設用地に一部民地がございまして、その土地購入費 1,538 千円相当、また建物の設計

議 長
7 番本多議員

委託料費としまして 9,600 千円、トータルで 11,138 千円ということで今回計上させていただいておりますが、この関係につきましては社会福祉法人、元気の里とかちの方で実施するということでございます。

7 番 本多さん

具体的には建設するわけですが、建設の総事業費というのはどの位になるのですか。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

このグループホームの施設整備の関係につきましては、23、24 年度、2 年の事業計画を持っておりまして、建設関係につきましては 24 年度に予算化するというので今、計画を持っているところでございます。まだ確定的な建設費ではございませんが、免責につきましては 850 m²を予定しているところでございます。また建設にあたりましては、暖房関係の部分でございますが、オール電化ということで今、計画を考えておりまして、若干既存のボイラー方式の設備より金額が上がってくるのかなと想定しておりますが、まだ確定ではございませんが、2 億円前後位の建設費ということで想定しているところでございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

これは公設で村が建設してあげるということでよろしいですね。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

民設民営でございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

この建設費の 2 億円はこれから村の持ち出しはないということですか。

それとも今回の補助金のように村でまだ考えていることはあるのですか。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

一部社会福祉法人の中でも建設費の事業は若干見ていただくという考え方を持っておりますが、かなり高い率で村から助成し支援をしていくということで今計画しているところでございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

こういった施設は民設民営ということですから、多分コミの里のような場合と同じで国からの補助金等もあろうかと思いたすけれども、そういったことも兼ねあいながら村も補助しながら建設するということよろしいですか。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

詳細の内容は別としまして、国の補助金を見込んでおります。
ただ現段階では補助金の額がいくらかという形ではっきり決ま
っておりませんので、その辺は省略させていただきますが、国の
交付金と起債等で予算を計上させていただきたいと思っております。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

直接この補正予算と関連するわけではないのですが、住民のこ
とで聞きたいと思います。今、大震災で被災地からの入居という
ことで更別村の公営住宅 30 戸を確保していると思いますが、その
部分については 1 件かあったのか。それと震災から 3 か月過ぎて
国では 8 月までに仮設住宅をとっています、そういった面か
らいくと住民が入居について役場に行くと、その分で確保してあ
るからすぐ入居が出来ないのだと、いつそういう人が来るかわか
らないからというような答弁で住民の皆さんに返答しているのだ
す。つまり住民にとって入居に対して不便なのではないかという
思いで私は質問しているのですが、いつまでそういう期間という
か、そういう思いで確保するのか、どの位から解除というか、通
常に戻すのか。その辺の考え方はどのように持っているのか。予
算とは違いますけれども、住宅関連ですから、質問出来ますから
あえてやるのです。

議長
住民生活課長

上田住民生活課長

今、災害対策応援本部の事務局をやっているものですから、私
の方からこたえさせていただきたいと思います。

1 点目の公営住宅関係の用意をしている戸数ですけれども、12
戸でございます。前回補正予算の時も説明があったかと思うのだ
すけれども、予算化しているものは 5 戸分でございます。席ほど
質問がありましたが、いつまでなのかということですが、適用期
間が 25 年 3 月 31 日まででおさえておりますけれども、申し込み
の対象期間が今年中 23 年 12 月 31 日までに更別村に来られた方を
対象にするということで進めているところでございます。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

今申し込みはないといううことですね。

議長
住民生活課長

上田住民生活課長

今のところ照会が来たのが 1 件でございます。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

今年中は当初の目標どおり、そういう予定のもとで 12 戸確保し
ながら住民には不便がないように住民の皆さんを入れてあげるよ

議長
建設水道課長

うな柔軟な対応をして欲しいと思います。そういう話が耳に入
たのです。

三品建設水道課長

公営住宅の入居の状況ですが、村外の方が入居したいというケ
ースにつきましては極力入れるような方向で今回は 2 件入れてお
ります。ただ 1 件の方が単身という部分の中でどうしても対象の
公営住宅が若葉団地しかなかったものですから、その方について
は建て替えの計画があるということで期限付きでの入居でご了解
をいただいているところです。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

11 ページのグループホームの関係ですが、敷地が全体を買収し
た時には、前回の説明では 3,018 m²ありますということでござい
ました。その中に民地で未解決の部分が 1 戸あるという説明も受
けております。あとの 4 戸については話し合いが成立出来そうだ
という話でございしますが、この未解決の部分についてはそれが買
収出来なくてもそこに建物を建てるには支障がないという説明で
ありましたので、出来ればこの用地は買収出来るものであれば買収
した方が良いでしょう、この用地を村が全部買収して村の公用地も含め
てありますから、その用地をグループホーム元気の里に貸すのか、
土地はどちらの所有権になるのか。建物についても今後も検討さ
れていくのでしょうか、先程の話では民設民営という話も聞いて
いますから、そこら辺がよくわからないのでわかる範囲で説明願
いたいと思います。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

1 点、用地の交渉関係についてのご説明という質問がございまし
たが、どの時点でのご説明ということで捉えてよろしいでしょ
うか。

議長
5 番久門議員

5 番 久門さん

1 週間くらいです。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

全体面積、約 3,018 m²ということで用地を確保したいというこ
とで計画を持ったところでございます。またその中には民地が 4
筆ございます。村有地が 6 筆ございます。民有地、そのうち 4 筆
は事前の譲渡のお話を持っておりましてご協力をいただくという
ことで譲渡の部分についてはご了解をいただいているところでご
ざいます。もう 1 筆、早い段階ではご協力ということで、そうい
ったご返事をいただいていたわけですが、登記簿上の主要者が亡
くなっているお父さんのままということで、そのお父さんのお子

さんが 7 人いるということもございまして、協力いただくというお話だったのですが、若干足踏みしているということでございますが、粘り強く譲渡についてはお話をしていきながら譲っていただく形にもっていければということでおさえております。

土地の関係は全て社会福祉法人元気の里とかちということでございますので、先程の助成金の中でも若干触れましたが、土地の購入費分、逆に助成という形ではございますが、折衝は村の方で中に入って仲介役をやったり色々な形の中で支援をしておりますが、最終的な契約行為は福祉法人の方で実施する。登記簿も福祉法人の登記をするということでございます。建物も民設民営ということですので、建物の所有は社会福祉法人元気の里とかちということでございます。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

わかりました。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 55 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 22、議案第 56 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 56 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,448 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,824 千円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出から説明申し上げます。

7 ページをお願い申し上げます。

款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、10,448 千円の追加であります。内訳でございますが、9 の旅費といたしまして 40 千円、12 の役務費といたしまして 26 千円、これらにつきまして事務及び水質検査手数料として追加をさせていただくものであります。15 の工事請負費、10,382 千円につきましては執行方針でも述べましたが、中央監視装置について耐用年数経過あるいは老朽化による更新が必要でございまして、国の補助を得て整備をするものでございます。

次に 6 ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 水道費国庫補助金、3,460 千円の追加であります。中央監視装置の更新に伴う国からの補助金でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、1,088 千円の追加であります。今般の整備に関しまして、国並びに起債を予定してございますが、それらを差し引いて財源補てんということで追加させていただくものであります。

款 7 村債、項 1 村債、5,900 千円の追加であります。その内訳といたしまして、目 1 簡易水道事業債としては 3,000 千円、目 2 過疎対策事業債としては 2,900 千円、それぞれ借入れをおこすものでございます。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

第 2 表、地方債の補正でございます。

簡易水道事業債といたしましては、当初 6,900 千円見てございましたが、これに 3,000 千円を追加いたしまして、9,900 千円とするものであります。過疎対策事業債につきましては 6,900 千円、当初予算で見てございましたが、2,900 千円を追加して 9,800 千円とするものであります。合計では 13,800 千円を 19,700 千円にするものでございます。

なお、今般の補正に関しましては予算資料を提出してございます。

ご参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。 これから議案第 56 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 23、議案第 57 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 57 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264,917 千円とするものであります。 第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものであります。 歳出、7 ページをお願い申し上げます。 款 2 事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道建設費、80,430 千円の追加であります。 13 の委託料として 3,990 千円、これにつきましては太陽光発電設計委託料でございます。15 の工事請負費、76,440 千円の追加、これは太陽光発電設置工事でございます。 予算資料を提出してございますけれども、今般、国の補助を受けまして、更別浄化センターに太陽光発電、50 キロワット規模を設置するものであります。 次に歳入 6 ページをお願い申し上げます。 款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金、40,215 千円の追加であります。これにつきましては、先程申し上げました太陽光発電 50 キロワット規模の設置に伴う補助金でありまし

て、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という名称になって
ございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきま
しては、今般の整備にあたりまして、国の補助金あるいは村債を
差し引いて一般会計からの財源補てんでございます。15 千円を追
加するものでございます。

款 7 村債、項 1 村債、目 2 過疎対策事業債、40,200 千円の追加
であります。これにつきましては、過疎債を借り入れて整備をす
るものでございます。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

第 3 表、地方債の補正でございます。

下水道事業債につきましては、変更ございません。

過疎対策事業債につきましては、8,500 千円に 40,200 千円を追
加して 48,700 千円とするものであります。合計といたしましては、
補正前は 23,800 千円、補正後は 64,000 千円となるものでありま
す。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしく願いを申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行いま
す。

質疑の発言を許します。

3 番 赤津さん

3 番赤津議員

50 キロワットの趣旨はわかるのです。

環境に配慮するし、省エネといった面で太陽光の特に震災後、
国をあげてそういったことに流れているなということは十分わか
るのですが、半分は補助金で半分が過疎債というやり方です。

それは理解出来るのですが、私が言いたいのは実際、50 キロワ
ットで今の上下水道でどの位の効果というか、試算というか、私
も 50 キロワットがどれだけの力がある、どれ位の金額にどの位
の効果があるものかなと。

ちなみに 3 年前、小学校でどれ位かわからないのですが、あそ
こで結果が出ています。そういったものと同じだと思います。

たまたま調べてみると小学校の電気代、平成 20 年で 1,630 千円
かかっている。そして 21 年度は 1,730 千円です。下がるべきもの
が逆に上がっているということが数字上出ているものですから、
私は浄化センターについては本当に 50 キロワットでどれ位の効果
があるのか、ある程度数字を出してもらわなかったら納得出来な
いという思いです。

議長
建設水道課長

ちなみに電気代のことばかり言って恐縮ですが、浄化センターも平成 21 年度で 3,980 千円、201 年度で 3,470 千円、510 千円上がっている。

だから 50 キロワットの力が全く理解出来ないなので、説明ほお願いしたいと思います。

三品建設水道課長

浄化センターの試算という形で申し上げたいと思います。

太陽光の導入によります今の電力の料金ですが、平成 21 年度で申し訳ないのですが、2,411 千円かかっておりました。それを今回太陽光発電で 50 キロワット入れたといたしますと、大体年間で 824 千円位の金額で終わろうかなという試算で出しております。大体 34%位の削減にはなるのではないかとということで試算をしています。

議長
3 番赤津議員

3 番 赤津さん

3 分の 1 の削減になれば、これは素晴らしい節約です。

80,000 千円かかっても長い目で見たら全然理解出来るので、そういう効果、きちんとした数字を出してもらわないと、電気代だ毛で理解するのはいかなものかとは思っただけけれども、しかしながら説明の中では 3 分の 1 になればたいしたものですよ。ということで理解出来ました。

ただ、僕が思うのは補助金と過疎債で出来るから、国がやっているからやるのだと見えるとお金の使い方という面で私なりの考えがあるものだから、痛みを多少覚えたお金でないとお金の使い方が生きるか、生きないかになるものですから申し上げたのです。

ですから、そういった答えが出たのでわかりました。

それはそれだけの効果があれば是非事業を成し遂げて下さい。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

今回は 50 キロワットとなっているのですけれども、先般お話を伺った時に利用量が 60 キロワットと聞いたと思うのですけれども、これは思い切って 70 にすれば全くかからないのではないかとと思うのですが、その辺についてはどうですか。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

今、平均で 69 キロワットというお話でしたけれども、これは時間を最大で使った中での使用電力量が 69 キロあった月があったということでございます。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

ということは、50 キロワットでは箸にも棒にもかからないということですよ。

議 長 建設水道課長	三品建設水道課長 1 時間あたりの大体の使用電力なのですけれども、実績でいきますと、大体 29 キロワットが 1 時間あたりの平均の使用電力料です。 たまたま、69 キロあった月もということでございます。
議 長	先程の答弁で訂正があるそうです。
副 村 長	三好副村長 6 月 3 日の全員協議会の時に私は平均で 1 時間 69 キロワットと申し上げました。 資料の見方が誤ってしまして、今、三品建設水道課長から説明されたことが正しいということでご訂正をよろしくお願いいたします。
議 長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 57 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 24、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております陳情第 1 号の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。 おはかりいたします。 議事の都合により 6 月 14 日から 6 月 22 日までの 9 日間休会い

議

長

たしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、6月14日から6月22日までの9日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(15時35分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 6 月 13 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 木 修 一

同 議員 高 橋 清 美